



# 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請受付を11月30日(火)まで延長

☎ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給担当 ☎080-3406-4843・080-9677-1280

すでに総合支援資金の再貸付を借り終わったなどで、特例貸付を利用できない世帯に対して就労による自立を図り、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるため、支援金を支給しています。

対象や要件など、詳しくは市ホームページまたは広報『富士見』8月号をご覧ください。



**申請受付期限(延長後)**

**11月30日(火)(当日消印有効)**

**支給額(月額)**

単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円  
※住居確保給付金との併給が可能です。

**支給期間** 3か月間

**申請方法** 申請書に記入し、必要書類を添付し、**原則郵送**で提出してください。

※申請書は、総合支援資金の再貸付を借り終わった方などに順次郵送しています。また、市ホームページからダウンロードできます。

**【郵送・提出先】**

〒354-0021 鶴馬1932-7

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給担当(市民福祉活動センターぱれっと内)



## 解決まで何度でも相談できます 経営・創業相談

☎ 産業経済課 ☎049-257-6827

創業準備、SNSなどを活用した効果的な宣伝方法、売れる商品・サービス、経営状況の分析、資金繰りなど、経営に関する不安や悩みを5人の専門家にご相談いただけます(無料)。

**とき** 毎週月曜または木曜

①午前10時～正午

②午後1時～3時

③午後3時～5時

**場所** 市役所第2相談室

**対象** 市内に本店または店舗が所在する事業者、市内在住のフリーランスの方など

**アドバイザー**

- ・猪瀬典夫氏(技術士)
- ・門脇隆氏(三井金属鉱業(株)名誉顧問)
- ・西村聖司氏(中小企業診断士)
- ・西本則子氏(消費生活アドバイザー)
- ・三上康一氏(中小企業診断士)

**持ち物** 企画書、計画書、決算報告書、売上明細など(質問内容による)

**申込** 産業経済課に電話でお申し込みください。



## 小規模事業者持続化補助金 (低感染リスク型ビジネス枠)

☎ 産業経済課 ☎049-257-6827

中小企業庁は、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入などを支援するため、従業員や顧客などとの接触機会を今よりも減少させる取組みに要する経費の一部を補助します。

詳しくは、小規模事業者持続化補助金(低感染リスク型ビジネス枠)コールセンターにお問い合わせいただくか、同補助金ホームページをご覧ください。

**公募締切**

【第4回】11月10日(水)午後5時

【第5回】令和4年1月12日(水)午後5時

【第6回】令和4年3月9日(水)午後5時

**対象** 小規模事業者、一定の要件を満たす特定非営利活動法人



小規模事業者持続化補助金(低感染リスク型ビジネス枠)コールセンター

☎03-6731-9325

**飲食店を営む事業者の方へ**

県は、同補助金を受ける「飲食店」に対し、感染防止対策費分の4分の1を補助します。

詳しくは、県産業労働政策課にお問い合わせいただくか、県ホームページをご覧ください。

☎ 県産業労働政策課 ☎048-830-3702



# 市制施行50周年記念ロゴマークが決定しました

☎ シティプロモーション課 ☎ 049-256-7894

市は令和4年4月10日に市制施行50周年を迎えます。  
市制施行50周年を彩るロゴマークについて投票を実施したところ、総数8,139票の投票がありました。  
投票の結果、4,232票を獲得した右記のデザインをロゴマークとして決定しました。  
ロゴマークについては、市制施行50周年や各種記念事業のPRで活用するほか、市民・事業者も使えるよう準備を進めています。詳しくは広報『富士見』12月号、市ホームページでお知らせします。



富士見市★市制施行50周年



## 【作成者コメント】



市民のみなさんに愛着を持ってもらえるよう、富士見市マスコットキャラクターのふわっぴーと市名の由来でもある富士山をモチーフに、多様性を表現したマルチカラーの配色で作成しました。

ロゴマークとふわっぴーのデザイナー 石田裕子さん(市内在住) ※直筆似顔絵



## 市制施行50周年記念 「カウントダウン富士見100」写真募集

☎ 秘書広報課 ☎ 049-256-9535

市制施行50周年を迎える令和4年4月10日(日)に向けて、1月1日(祝)から市ホームページのトップページ上でカウントダウンを行います。カウントダウン画像に使用する写真を募集します。

**募集内容** 市制施行50周年を祝うイメージに合うもので、人物がメイン(1人でも複数人でも可)の横長の写真

**対象** 市内在住、在勤、在学の方または富士見市にゆかりのある方(本市出身、市内の学校の卒業生など)、市内で活動する団体や企業など

**募集件数** 80件

**募集期間** 10月1日(金)～11月30日(火) ※募集件数に達し次第終了

**応募方法** 次の①～⑥を記載し、写真データ(5MB以下)を添付してメールで応募してください。

**【送付先】** ☐kouhou@city.fujimi.saitama.jp

### 【記載内容】

- ①応募者の氏名 ②住所 ③電話番号 ④メールアドレス
  - ⑤写真掲載時の名前(ニックネーム可)またはグループ名
  - ⑥写真掲載時のコメント(市の魅力や思い出、抱負など50字以内)
- ※同一人物、同一メンバーの写真の応募は1点まで

個人情報の取り扱い、掲載についてなどの注意事項があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



### 【応募の例】



### 【コメント】

このまちで楽しい家族の思い出をたくさん作っていきたいです!! (ニックネーム: M-Family)

# 保育施設など 令和4年4月の入所申込受付

☎ 保育課 ☎049-252-7105

## 入所申込みの対象

市内在住で、保護者が就労や疾病などにより家庭で児童を保育できないなど、「保育を必要とする理由」に該当する方

## 入所のご案内(申込書類)の配布

**配布開始** 10月1日(金)

**配布場所** 保育課、各出張所・交流センター・保育所(園)、子ども未来応援センター、市ホームページ

## 一次申込当日の流れ

### 1 受付会場に来場

- 申込書類一式と母子健康手帳を持参
- 来場は申込児童同伴で(新型コロナウイルス感染症対策のため、来場する保護者は申込児童1人につき1人まで)



※5月11日以降に出生した児童(6か月未満の児童)の面接は、入所した施設で後日行います。同伴の必要はありません。

### 2 整理番号を受け取る

### 3 受付・面接

- 整理番号順に児童の面接、書類の確認

※午前中の受付は80番まで。81番以降の方は、午前中に整理番号を配布していても受付は午後になります。

- 「保育を必要とする理由」や施設の一覧など、詳しくは「入所のご案内」をご覧ください。
- 3歳以上で認定こども園の幼稚園教育だけを希望する(保育を必要としない)場合は、認定こども園に直接お申し込みください。
- 令和3年度の入所申込みをしていて保留となっている方も、改めて申込手続きが必要です。
- 定員を超える場合は、入所できない場合があります。

申込受付日時		場 所
11/12(金)		市役所1階 全員協議会室
11/13(土)	9:00~11:00、13:00~16:00	
11/14(日)		
11/16(火)	9:00~11:00、13:00~15:00	水谷公民館1階 多目的ホール
11/17(水)	9:00~11:00、13:00~15:00	ふじみ野交流センター3階 多目的ホール

※水谷公民館、ふじみ野交流センターは車での来場はご遠慮ください。

※例年、市役所での申込みは混み合います。水谷公民館、ふじみ野交流センターでの申込みをご検討ください。

## 二次申込受付

一次申込受付分の入所決定後に欠員がある場合に、利用調整を行います。

**受付期間** 令和4年2月14日(月)~18日(金)午後1時~4時

**受付場所** 保育課

**そのほか**

- 申込書類一式と母子健康手帳を持参
- 来場は申込児童同伴で



※令和3年8月13日以降に出生した児童(6か月未満の児童)の面接は、入所した施設で後日行います。同伴の必要はありません。

## 結果通知の郵送(予定)

**一次申込受付分** 令和4年2月4日(金)ごろ

**二次申込受付分** 令和4年3月4日(金)ごろ



# 放課後児童クラブ 令和4年4月の入室申請受付

## 入室申請の対象児童

保護者の就労などにより昼間  
家庭で保育できない小学1～  
6年生までの児童

☎ 保育課 ☎049-252-7136

## 入室のご案内(申込書類)の配布

**配布開始** 10月1日(金)

**配布場所** 保育課・各出張所・交流センター・放課後児童クラブ・保育所(園)、子ども未来応援センター、市ホームページ

## 申請受付の日時と場所

申請受付日時	場 所
11/6(土) 9:00～12:00	市役所1階 全員協議会室
11/8(月) 14:00～16:00	水谷公民館1階 多目的ホール
11/9(火) 14:00～16:00	ふじみ野交流センター2階 講座室

- 児童の同伴は必要ありません。
- 必要な書類が不足している場合は受け付けできません。詳しくは、申請書と一緒に配布する「入室のしおり」をご覧ください。
- 受付日時に申請ができない方は、11月10日(水)以降、保育課で随時受け付けます。
- 現在、入室している児童には、クラブを通じて案内します。

※水谷公民館、ふじみ野交流センターは車での来場はご遠慮ください。

## 放課後児童クラブについて

**開室時間** ※午後7時まで延長あり(有料)

学校がある日(月～金曜)	授業終了後～午後6時30分
学校が休みの日(土曜、春・夏・冬休みなど)	午前8時～午後6時30分

**休室日** 日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

**保護者負担金** 毎月の保護者負担金は、世帯の所得税または住民税の課税状況に基づき算定します。そのほか、年1回傷害保険料と延長利用料(延長利用者のみ、月額制)が必要です。

## 10月23日は姉妹都市記念日 姉妹都市に関する展示を行います

☎ 文化・スポーツ振興課 ☎049-257-6352

市とセルビア共和国のシャバツ市は、昭和57年10月23日に姉妹都市となり、これまでの長きにわたる交流と、これからも両市の友好と交流が末永く続くように、毎年10月23日を姉妹都市記念日と決めました。

記念日に併せて市役所庁内で姉妹都市に関する展示を行います。

**とき** 10月11日(月)～22日(金)

**場所** 文化・スポーツ振興課前



セルビア共和国シャバツ市迎賓館

## 「梅恋花」数量限定販売

☎ 富士見市商工会 ☎049-251-7801  
産業経済課 ☎049-257-6827

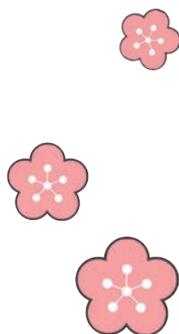
「梅恋花」は、市内産米「彩のきずな」から醸造した純米吟醸酒「縄文海進」の原酒に、市内産青梅を漬け込んだ爽やかな風味が特徴の梅酒です。

**販売開始** 10月16日(土)(予約可)

**金額** 500ml 1,100円(税込)

**販売本数** 約1,200本

**販売店** 縄文海進販売店の会加盟店  
※「梅恋花」販売店は市ホームページをご覧ください。



## 公共施設マネジメントの推進 ～庁舎の整備方針を検討しています～

☎ 公共施設マネジメント課 ☎049-257-5637

### 市庁舎整備に関する審議が進んでいます

市では、社会情勢の変化や施設の老朽化などを踏まえ、今後の施設のあり方を考える「公共施設マネジメント」に取り組んでいます。

その中で、築48年が経過した市役所本庁舎は、建物の老朽化などさまざまな課題を抱えているため、庁舎のあり方の検討を進めています。

公募の方を含む12人で構成される富士見市庁舎整備検討審議会での検討の結果、令和3年7月に「庁舎を建て替えるべき」との中間答申がありました。市では、この結果やこれまでの経過を踏まえ、今後の庁舎の整備方針についての検討を進めます。

なお、審議会では、引き続き最終的な答申に向けて検討を進めています。



## 富士見ガーデンビーチ 閉園セレモニー

☎ 文化・スポーツ振興課 ☎049-252-7139

富士見ガーデンビーチは、昭和59年にオープンしてから37年間、毎年多くの方にご利用をいただいていたのですが、利用者の減少や施設の老朽化などのため今年度で閉園します。

閉園にあたり、今日までの感謝を込めて、セレモニーを開催します。

詳しくは、市ホームページなどをご覧ください。

**とき** 10月24日(日)午前10時～午後4時

**場所** 富士見ガーデンビーチ

**内容** 式典、パネル展示、メッセージ書きなど



## 環境意識調査を 実施します

☎ 環境課 ☎049-252-7129

市民の方の環境に対する意識や取り組みなどを把握し、今後の施策に反映させるため、環境意識調査を実施します。

調査票が届きましたら、ご協力をお願いします。

※調査結果は市ホームページなどでお知らせします。

**対象** 無作為に抽出した18歳以上の市民1,000人、事業所200か所

**調査方法** 郵送によるアンケート調査

**実施日** 10月上旬から





## 税は納期限内にお納めください

☎ 収税課 ☎049-252-7119

税は納期限までに自主的に納付していただくことをお願いしています。納期限を過ぎると、本来納付すべき税金のほかに延滞金が加算されます。

また、督促や催告などをしても納付がない場合は、法令に基づき差押などの滞納処分を行う場合があります。

なお、特別な事情で納付が難しい方は、お早めにご相談ください。

### ▶納税は便利な口座振替で

口座振替(自動払込)は一度手続をすると、以降は納期限日ごとに指定口座から自動的に引き落とされます。納期限ごとに金融機関に出向く必要がなくなり、納付漏れを防ぐことができます。

### ▶ペイジー口座振替受付サービス

収税課で専用端末にキャッシュカードを通し、暗証番号を入力するだけで各種税金の口座振替の申込みが完了します。

### ▶スマートフォンで「かんたん納税」

- LINE Pay納付
- モバイルレジ納付(インターネットバンキング・クレジットカード納付)

※お手持ちのスマートフォンで、納付書のバーコードの読み込みが必要です。

### 窓口時間延長と土曜納税・相談窓口のお知らせ

**夜間納税・相談** 毎週木曜午後7時まで(祝日を除く)

**土曜納税・相談** 原則毎月第1土曜午前8時30分～午後0時30分

場所 収税課

### 国税徴収法第47条では…

督促状発送後、10日を経過した日までに完納しないときは、**滞納者の財産を差し押さえなければならない**とされています。

### 納付・相談がない場合は…

市では、督促状や催告書・差押予告書で通告をしているため、**事前連絡なく財産の差押を執行しています。**

また、市職員が直接自宅や事業所などを検索する場合があります。「少しの滞納は問題ない」などと安易に判断せず、収税課に連絡し、早急に税金の納付または納付相談を行ってください。

①納税通知書の発送

②納期限

③督促状の発送

それでも納付や相談がない場合

④財産調査

⑤財産の差押・換価



## 年金生活者支援給付金について

☎ 川越年金事務所 ☎049-242-2657 給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092 保険年金課年金係 ☎③19

年金生活者支援給付金は、所得が低い年金受給者の生活を支援するため、年金に上乘せして支給されます。

受取りには、請求書(年金生活者支援給付金請求書)の提出が必要です。

案内や手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。



**対象** 次のいずれかに該当する方

- 65歳以上の老齢基礎年金受給者で、世帯員全員の市民税が非課税であり、年金収入額とその他の所得額の合計が881,200円以下の方
- 障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者で、前年の所得額が4,721,000円以下(扶養家族の人数・年齢により異なります)の方

### 請求手続き

#### 新規に受給される方

対象の方には、9月中旬に日本年金機構から給付金請求手続きの案内が郵送されています。同封されている請求書に記入し、お早めに返送してください。

令和4年1月4日までに請求手続きが完了すると、令和3年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

#### 年金を受給し始める方

年金の請求手続きと併せて、川越年金事務所または保険年金課で請求手続きをしてください。





# 固定資産税の軽減措置について(家屋)

～住宅の耐震改修・バリアフリー改修・熱損失防止改修・認定長期優良住宅～

☎ 税務課 家屋係 ☎049-252-7117

住宅の耐震改修やバリアフリー改修、熱損失防止改修を行った場合や認定長期優良住宅を新築した場合は、下表のとおり固定資産税の軽減措置を受けられる場合があります。対象となる方は申告をしてください。



種類	耐震改修	バリアフリー改修	熱損失防止(省エネ)改修	認定長期優良住宅(新築)
減額率	2分の1 ※認定長期優良住宅の場合は3分の2	3分の1	3分の1 ※認定長期優良住宅の場合は3分の2	2分の1
適用面積	住宅部分の120㎡(1戸)まで	住宅部分の100㎡(1戸)まで	住宅部分の120㎡(1戸)まで	住宅部分の120㎡(1戸)まで
適用期間	工事完了の翌年度分	工事完了の翌年度分	工事完了の翌年度分	<ul style="list-style-type: none"> <li>新築後5年度分</li> <li>3階建て以上の中高層耐火建築物は新築後7年度分</li> </ul>
改修内容	現行の耐震基準に適合する工事	廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室の改良、便所の改良、手すりの取付け、床の段差の解消、引戸への取替え、床表面の滑り止め化	窓の改修を含む床や天井、壁の断熱改修 ※窓の改修は必須	
主要要件	人の居住の用に供する部分が2分の1以上			
	対象となる改修費の自己負担額が50万円超 (バリアフリー改修と熱損失防止改修の場合は、国または地方公共団体からの補助金などを除く)			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和57年1月1日以前に建てられた住宅</li> <li>令和4年3月31日までに一定の耐震改修工事を行った住宅</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新築した日から10年以上を経過した住宅(賃貸住宅を除く)</li> <li>令和4年3月31日までに一定のバリアフリー改修工事を行った住宅</li> <li>次のいずれかの方が居住していること(65歳以上の方、要介護または要支援認定を受けている方、身体障害者手帳・療育手帳などをお持ちの方)</li> <li>改修後の住宅面積が50～280㎡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年1月1日以前に建てられた住宅(賃貸住宅を除く)</li> <li>令和4年3月31日までに一定の熱損失防止(省エネ)改修工事を行った住宅</li> <li>改修後の住宅面積が50～280㎡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅</li> <li>平成21年6月4日～令和4年3月31日に新築された住宅</li> <li>居住部分が50～280㎡</li> </ul>
申告書類	①申告書 ②耐震基準適合証明書(建築士や指定検査機関などが発行した証明書) ③領収書の写し(工事の内容や費用がわかるもの) ④認定長期優良住宅の場合は認定通知書の写し ※改修工事の見積書・明細書、改修前後の写真があればお持ちください。	①申告書 ②改修工事の見積書または明細書 ③住民票の写し(65歳以上の方) ④要介護または要支援認定や障がいのあることがわかる被保険者証や手帳 ⑤領収書の写し ⑥改修前後の写真 ⑦国または地方公共団体からの補助金を受けた方は、補助金の決定通知書	①申告書 ②省エネ適合証明書(建築士や指定検査機関などが発行した証明書) ③領収書の写し(工事の内容や費用がわかるもの) ④国または地方公共団体からの補助金を受けた方は補助金の決定通知書 ⑤認定長期優良住宅の場合は認定通知書の写し ※改修工事の見積書・明細書、改修前後の写真があればお持ちください。	①申告書 ②認定通知書の写し
申告期限	工事完了後3か月以内に税務課へ ※バリアフリー改修と熱損失防止改修の併用適用が可能			新築した年の翌年の1月31日まで

# i 都市計画変更に関する公聴会など

☎ まちづくり推進課 ☎ 049-257-8455

市が決定する富士見上南畑地区の都市計画について変更案を作成しています。この変更案について住民の方からの意見を伺うため、公聴会などを実施します。

## 防火地域及び準防火地域について

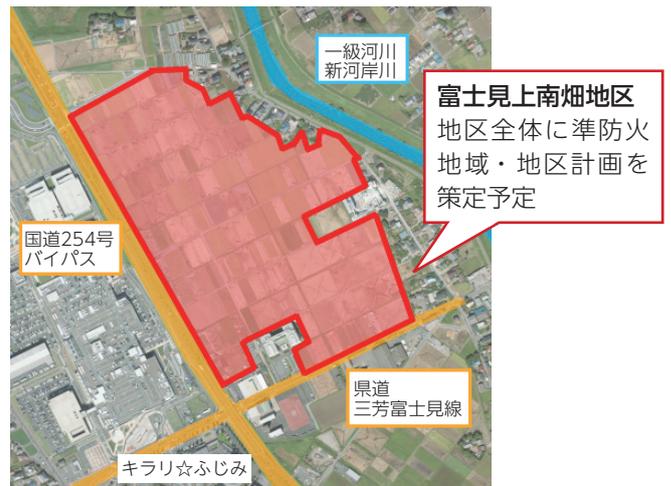
公聴会	
とき	11月12日(金)午前10時
場所	中央図書館
内容	富士見都市計画 防火地域及び準防火地域の変更(市決定)

都市計画の変更の構想(原案)の閲覧	
期間	10月8日(金)～22日(金) 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜を除く)
場所	まちづくり推進課 ※市ホームページからもご覧になれます。
内容	富士見都市計画 防火地域及び準防火地域の変更原案(市決定)

公述(公聴会で意見を述べること)の申し出	
対象	市内在住の方、市内に所在地のある法人
提出方法	10月29日(金)午後5時15分まで(土・日曜を除く)に閲覧場所にある公述申出書に必要事項を記入し、持参または郵送(必着)でまちづくり推進課に提出してください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>公述希望者が多い場合は、公述人を選定することがあります。</li> <li>公述人1人あたりの公述時間は、おおむね10分以内です。</li> <li>申し出がない場合は公聴会を中止します。</li> <li>傍聴を希望する方は、11月1日(月)以降にまちづくり推進課にお問い合わせください。</li> </ul>

## 地区計画について

都市計画の変更の構想(原案)の縦覧	
期間	10月8日(金)～22日(金) 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜を除く)
場所	まちづくり推進課 ※市ホームページからもご覧になれます。
内容	富士見都市計画 地区計画の変更原案(市決定)
意見書の提出	
対象	区域内の土地の所有者、利害関係を有する方
提出方法	10月29日(金)午後5時15分まで(土・日曜を除く)に縦覧場所にある意見書に必要事項を記入し、持参または郵送(必着)でまちづくり推進課に提出してください。



## 消費生活相談

☎ 消費生活センター ☎049-252-7181  
【相談日】月～金曜10:00～12:00、13:00～15:30

### 通信販売の注意点

#### ～クーリング・オフはできません～

ネット通販で商品を購入した方から、「サイズが合わなかった・思っていた商品と違ったので、返品・交換を依頼したら、事業者に『返品はできません』と言われてしまった。クーリング・オフはできないのか」といった相談が寄せられています。

### 【消費者へのアドバイス】

- 通信販売にはクーリング・オフ制度はなく、返品は事業者が決めた特約(返品特約)に従うことになります。
- 通信販売を利用するときは、返品・交換ができる場合の条件などをよく確認し、事業者の連絡先も控えておきましょう。
- お困りの際は消費生活センターへご相談ください。